⑷ Performance period : From date of contract through 29, March 2012

⑸ Delivery place : Places designated by Japan Pension Service

⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

① It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.

② It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.

③ Have the Grade A, Grade B or Grade C in "Sale of product" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2010, 2011, 2012

④ Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly

⑤ Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

⑥ Prove to have no false statement in tendering documents

⑦ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑧ Meet the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order

⑺ Time-limit for Tender : 14 : 30, 18 January, 2012

⑻ Contact point for the notice : Masaya Miyagawa, Procurement Department, Japan Pension Service, 5—24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168—8505, Japan TEL 03—5344—1100

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

平成 23 年 11 月 29 日

支出負担行為担当官

国税庁長官官房会計課長　小部　春美

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

1　掲載日

平成23年10月21日（号外政府調達第198号・7ページ）

2　訂正内容

⑴　入札公告中の４　電子入札システムの利用の「本件は、財務省電子入札システムを利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、紙による入札書の提出も可とする。」を削除します。

⑵　入札公告中の６　Summary⑹ⓕの「Submit a document of a system to prove their ability to supply the system concerned and meet our requirements in order to be judged acceptable by the contracting entity ; and provide explanations on the contents of the above document by request.」を削除します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 23 年 11 月 29 日

契約担当者　国立大学法人東京大学

総長　濱田　純一

代理人　施設部長　平井　明成

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第２号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東京大学（中野）教育学部附属中等教育学校屋内運動場新営その他工事

⑶　工事場所　東京都中野区南台１丁目15番１号　東京大学構内

⑷　工事内容　教育施設新営その他

①　屋内運動場　鉄筋コンクリート造地上３階建　建築面積2,850㎡、延べ面積3,700㎡

②　既存建物とりこわし　鉄筋コンクリート造地上５階地下１階建　他16棟延べ面積13,525㎡

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成24年11月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約3,950㎥、鉄筋約470ｔ、鉄骨約116ｔ、板ガラス約580㎡　なお、関連する設備工事は別途発注される予定である。

⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下、「技術提案書」という。)を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしていること。

⑴　国立大学法人東京大学契約事務取扱規程（平成16年４月１日）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

⑵　申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は東京大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年１月20日付け　17文科施第345号　文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑶　文部科学省における建築一式工事の一般競争参加資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)を有し、「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数)が、1,050点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑸　文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成19年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。

⑹　平成13年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の全ての要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお①、②の工事は２件に分かれての実績でもよい。

①　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造と鉄骨造の混構造の校舎又は屋内運動施設について、新営工事で、地上２階建以上かつ延べ面積が2,600㎡以上の工事

②　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の校舎、研究施設又は病院について、全面的なとりこわし工事で、地上３階建以上かつ延べ面積が4,000㎡以上の工事

⑺　次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成13年度以降に、上記⑹に掲げる同種工事の経験を全て有するものであること。

ただし、上記⑹①の経験を有する者と⑹②の経験を有する者の複合配置でも可（その場合は全ての者に専任配置、⑺①及び⑺③の要件を要する)。

③　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。